

平成10年10月20日

非密封放射性同位元素取扱事業所 殿

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

植田 秀史

放射性標識化合物の取扱いにおける安全管理について

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害防止に努められていることと存じます。

さて、今般、標識化合物については、多様な核種、化学構造を有する化学物質が増えており、放射性同位元素としての取扱いだけでなく化学物質としての取扱いについても適切な管理を行う必要があります。

つきましては、標記の件につき下記のとおりとりまとめましたので、貴事業所におかれましても、安全管理の徹底を図られますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 標識化合物は、放射性同位元素が減衰した後も含めて化学物質等の安全管理に関する関係諸法令に準じて管理を行うこと
- 2 標識化合物を他の有害物質等（化学物質、ウイルス、微生物等）に混合した場合には、これらの混合物並びに関連する廃棄物（試験器具、材料等）は放射性同位元素としての管理を行う他、有害物質としての適切な処理・管理を行うこと
- 3 標識化合物の取扱いにあたっては、関係する研究者・作業者等に有害物質等についても安全上の注意に関する教育を行うこと
- 4 標識化合物の輸入・製造元が配布する個々の標識化合物の取扱い等に関する安全上の注意を記載したデータシート（MSDS）またはその写しを作業場所に備え付けること

注) 関係諸法令として「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」「労働安全衛生法」等があげられる。